

## 遠隔操縦小型船舶に関する告示改正（2019年4月16日公布、同年6月3日施行）

### 遠隔操縦小型船舶を「特殊船」として国が検査し、安全運航を確保

「遠隔操縦により人が制御できる機能」を有する小型船舶を「特殊船」に位置付け、国（地方運輸局等）が船舶検査を行う（船舶安全法施行規則第1条第4項の告示で定める特殊船に追加）

★ 船舶安全法施行規則第1条第4項の特殊な構造又は設備を有する船舶を定める告示の一部改正（平成31年国土交通省告示第583号）

### 大臣が認める運航マニュアルに従う場合、遠隔操縦小型船舶の無人運航が可能

遠隔操縦小型船舶を、必要な安全対策が講じられていると国土交通大臣が認める運航マニュアルに従って運航する場合に限り、船舶職員法上の「船舶」から除き、無人運航を実施できることとする（船舶職員法施行規則第2条第2項第4号の告示で定める船舶に追加）。

★ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条第2項第4号の告示で定める船舶を定める告示の一部改正（平成31年国土交通省告示第584号）

【運航マニュアル】：船舶所有者が定める運航に関する規程

運航マニュアル  
に定める事項

- ✓ 遠隔操縦者に必要な知識、能力…小型船舶操縦士であること、無線設備の操作を理解していること等
- ✓ 航行する区域の設定…輻輳している海域等で実施しないこと等
- ✓ 無人運航の実施体制…操縦者に関する事項、指揮命令体制、発航前の検査、航行中の見張り、実施範囲及び時間、緊急時の連絡体制等

### 安全ガイドラインの策定・公表

上記制度改正に伴い、遠隔操縦小型船舶に関する海事局関係法令の適用関係、運航のための手続き等を一般に周知する「遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドライン」を策定・公表。

- 海事局関連規制（登録、検査、操縦免許等）に係る次の法令の適用関係、運航のための手続き
  - 船舶安全法（遠隔操縦に係る追加の安全要件、定員を有しない場合に免除される要件、航行上の条件などを説明）
  - 船舶職員法（遠隔操縦小型船舶の取扱い、無人運航に係る運航マニュアルに定める事項などを説明）
  - 小型船舶登録法、船員法、海洋汚染防止法
- 海事局関連規制に対する相談窓口